

Human Resort 宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料金としてお問合せを頂いてから1週間以内にお支払頂きます。
3. 第2項の宿泊料金を同項の規定により1週間以内にお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、

(宿泊契約締結の拒否)

第4条

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊しようとする者が泥酔等で他の利用客及び施設従業員に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。または宿泊客が他の利用客及び施設従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき（山梨県旅館業法施工条例6条に基づく）。
- (9) 宿泊しようとする者が偽名や虚偽の住所で宿泊しようとしたとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテル館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後24時（予め、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第6条

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が偽名で宿泊したとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊者が泥酔等で他の利用客及び施設従業員に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。または宿泊客が他の利用客及び施設従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき（山梨県旅館業法施工条例6条に基づく）。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - (9) 宿泊者が宿泊者名簿記入の要求に応じず、身分証明書の提出を拒否したとき。
 - (10) 利用規約で定めた禁止事項に該当する行為があった場合。

(宿泊の登録)

第7条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のチェックイン時において、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業、連絡先（携帯電話番号、メールアドレス等）
本人確認のため写真付の身分証明書のコピーを取らせて頂きます。
ご同行者様含め、全員分取らせていただきます。
 - (2) 日本国内に住所のない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
本人確認のため旅券（パスポート）のコピーを取らせて頂きます。
 - (3) 到着日時
 - (4) 出発日及び出発予定時刻
 - (5) その他当館が必要と認める事項
 - (6) 上記（1）～（5）に従わない場合、もしくは虚偽の申告をした場合、当館は宿泊契約を解除することができます。その際の宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料金による）を申し受け、必要に応じて関係行政機関へ通報することができます。

(客室の使用時間)

第8条

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝10時までとします。連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は全部屋共通として下表の追加料金（サービス料金込・税金別）を申し受けます。15：00以降の利用における1泊宿泊料金は、当該日における当館ホームページ上での販売料金が適用されます。

規定より1時間	¥3,000
規定より2時間	¥5,000
規定より3時間	¥8,000
規定より4時間	¥10,000
規定より5時間	¥12,000
15：00以降	当該日の1泊宿泊料金

(ハイシーズン、祝祭日、祝前日など、お客様のご要望に必ず応えられるものではありません。)

(利用規則の遵守)

第9条

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条

1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとします。
 - (1) 販売・接客サービス 7：30～10：00／15：00～22：00
 - (2) 飲食等サービス
 - ・朝食 7:30～9:30
 - ・夕食 17:00～19:00（プランにより19：00開始）
 - (3) 館内設備 24時間風呂 24時間開放玄関 24時間開放リビングダイニング
BBQ施設 21:00まで

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがございます。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

(料金の支払い)

第 11 条

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. ご到着時にご宿泊料金の全額を申し受けます。(事前決済の場合は除く)
3. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めたクレジットカード、電子マネー、バーコード決済、これに代わり得る方法により行っていただきます。
4. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(遺失物・紛失物)

第 12 条

1. 宿泊者が所有する物品を館内で紛失された場合は、特に宿泊者の指示がない場合、1 週間保管させていただきます。1 週間を過ぎた場合、処分させていただく場合があります。
2. 遺失物、紛失物の種類や程度によって、当館が宿泊者へ連絡する義務が生じるものではありません。
3. 遺失物、紛失物の受け渡しは現地受け取り、もしくは着払いによる郵送とします。
4. 遺失物、紛失物に関して当館は一切の責任を負うものではありません。

(当館の責任)

第 13 条

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(駐車場の責任)

第 14 条

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、盗難や駐車場内事故やトラブルについても同様、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第 15 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(管轄裁判所)

第 16 条

1. 万が一訴訟の必要が生じたときは、富士吉田簡易裁判所または甲府地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

(別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第13条第1項関係))

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料)
	追加料金	② 追加飲食料及びその他の利用料金の合計 ③ サービス料(② × 既定の料率)
	税金	イ 消費税

備考1 宿泊料はシーズン及び需要変動に応じた料金となります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

不泊	31日前	予約成立後
100%	100%	50%

1. パーセンテージは契約宿泊料金の対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合でも全日分の違約金を収受します。
3. 飲食のみのご予約であってもこの違約金が適用されます。
4. 上記表は宿泊予定日が基準日となります。
5. 事前決済の場合、事前に金銭の授受がある場合、上記表に基づき返金が生じた場合を除き、返金は致しかねます。
6. 現地決済の場合は、宿泊契約解除が生じた場合速やかに上記表に基づき、当館の定める方法により違約金を支払うものとする。